

	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百四十九号）	新旧対照条文	目次
○	社会福祉法施行令（昭和三十二年政令第八十五号）	（抄）	（第一条関係）
○	組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）	（抄）	（第二条関係）
○	沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和三十七年政令第八号）	（抄）	（第三条関係）
			16
			14
			1

改 正 案	現 行
<p>(略)</p>	<p>(社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業)</p> <p>第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <p>一 法第二条第四項第四号に掲げる事業</p> <p>二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十六項に規定する介護予防支援事業</p> <p>三 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を経営する事業</p> <p>四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業</p> <p>五 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第二号又は第三号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業</p> <p>六 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を経</p>

(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)

第十三条の二 法第二十七条の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員
- 二 五 (略)

(特定社会福祉法人等の基準)

第十三条の三 法第三十七条及び第四十五条の十三第五項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

- 一 最終会計年度(各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二項の承認(法第四十五

営する事業

七 前各号に掲げる事業に準ずる事業であつて厚生労働大臣が定めるものの

(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)

第十三条の二 法第二十六条の二の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
- 五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

(新設)

条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る法第四十五条の第三十二項の承認を受けた収支計算書（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書）に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。

二 最終会計年度に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた貸借対照表（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第四十五条の二十七第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。

（社会福祉法人に関する読替え）

第十三条の四 法第四十三条第三項（法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。）において社会福祉法人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十四条第三項及び第四項の規定を準用する場合においては、同条第三項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する第百八十一条第一項

（新設）

「第一号」と、同条第四項中「第七十一条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の五第一項」と読み替えるものとする。

(評議員に関する読替え)

第十三条の五 法第四十五条の八第四項（法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。）において評議員について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十六条第一項の規定を準用する場合に
おいては、同項中「第八十二条第一項」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する第八十二条第一項」と読み替えるものとする。

(新設)

(電磁的方法による通知の承諾等)

第十三条の六 法第四十五条の九第十項（法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。）及び次条において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十二条第二項の規定により電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(新設)

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはな

らない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(評議員会の招集に関する読替え)

第十三条の七 法第四十五条の第九十項(法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。)において評議員会の招集について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条第二項並びに第八十二条第一項及び第二項の規定を準用する場合には、同法第八十一条第二項中「前条第二項」とあるのは「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五条の九第五項」と、同法第八十二条第一項中「第八十条第二項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の九第五項」と、同条第二項中「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法(社会福祉法第三十四条の二第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。)」と読み替えるものとする。

(評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する読替え)

第十三条の八 法第四十五条の十二において評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十六条第一項の規定を準用する場合には、同項中「第七十五条第一項(第七十七条及び第二百十条第四項において準用する場合を含む。)」又は「とあるのは、」社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十二条第一項若しくは第四十五条の六第一

(新設)

(新設)

項又は同法第四十六条の七第三項において準用する第七十五条第一項若しくは」と読み替えるものとする。

(理事会への報告に関する読替え)

第十三条の九 法第四十五条の十四第九項において理事会への報告について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第二項の規定を準用する場合には、同項中「第九十一条第二項」とあるのは、

「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十六第三項」と読み替えるものとする。

(監事に関する読替え)

第十三条の十 法第四十五条の十八第三項において監事について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第二項及び第四百一条第一項の規定を準用する場合には、同法第一百一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第四百一条第一項中「第七十七条第四項及び第八十一条」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十七第一項」と読み替えるものとする。

(会計監査人に関する読替え)

第十三条の十一 法第四十五条の十九第六項において会計監査人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十九条第一項の規定を準

(新設)

(新設)

(新設)

用する場合においては、同項中「第一百七条第一項」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十九第一項」と読み替えるものとする。

（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に関する読替え）

第十三条の十二 法第四十五条の二十四第四項において役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百五十四条第三号及び第一百六条第一項の規定を準用する場合においては、同号中「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項」と、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（清算人に関する読替え）

第十三条の十三 法第四十六条の十第四項において清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条、第八十五条及び第十八条第二項の規定を準用する場合には、同法第八十一条中「第七十七条第四項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第七項において準用する第七十七条第四項」と、同法第八十五条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人

（新設）

（新設）

をいう。第八十八条第二項において同じ。」と、同法第八十八条第二項中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする。

（清算人の清算法人に対する損害賠償責任に関する読替え）

第十三条の十四 法第四十六条の十四第四項において清算人の法第四十六条の四に規定する清算法人（第十三条の十七において「清算法人」という。）に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十六条第一項の規定を準用する場合には、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（清算人会設置法人に関する読替え）

第十三条の十五 法第四十六条の十七第十項において法第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人（次条において「清算人会設置法人」という。）について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条の規定を準用する場合には、同条の見出し中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、同条第一項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。）」と、「第八十四条」とあるのは「同法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条」と、同条

（新設）

（新設）

第二項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、「第八十四条第一項各号」とあるのは「社会福祉法第四十六条の第十四項において準用する第八十四条第一項各号」と読み替えるものとする。

(清算人会の運営に関する読替え)

第十三条の十六 法第四十六条の十八第五項において清算人会設置法人における清算人会の決議について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定を準用する場合には、同条中「理事会設置一般社団法人」とあるのは、「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）」と読み替えるものとする。

2 法第四十六条の十八第六項において清算人会設置法人における清算人会への報告について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第二項の規定を準用する場合には、同項中「第九十一条第二項」とあるのは、「社会福祉法第四十六条の十七第九項」と読み替えるものとする。

(清算人又は清算人会に関する読替え)

第十三条の十七 法第四十六条の二十一の規定により清算人又は清算人会について法第四十五条の十八第三項の規定を適用する場合には、同項中「第一百二条」とあるのは「第一百条中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十

(新設)

(新設)

五号)第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。)」
と、同法第一百一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは「
社会福祉法第四十六条の十八第一項ただし書」と、「招集権者」とある
のは「同項ただし書の規定により定められた清算人」と、同法第一百二条
「と、「第一百五十五条中」とあるのは「第一百三十一条中「監事設置一般社
団法人の」とあるのは「監事設置清算法人(社会福祉法第四十六条の十
一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下この項及び第六六条
において同じ。)」の」と、「監事設置一般社団法人に」とあるのは「監
事設置清算法人に」と、同法第一百五十五条中」と、「読み替えるものとする
ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」とあるのは、「同法第百
六条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読
み替えるものとする」とする。

(社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え)

第十三条の十八 法第四十七条の七において社会福祉法人の解散及び清算
について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十九条第
二号及び第二百九十三条第一号の規定を準用する場合には、同法
第二百八十九条第二号中「第七十五条第二項(第七十七条において準
用する場合を含む。)、第七十九条第二項(第九十七条において準用
する場合を含む。)」若しくは第七十五条第二項の規定により選任され
た一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算
人、第二百十条第四項」とあるのは「清算人、社会福祉法(昭和二十六
年法律第四十五号)第四十六条の七第三項」と、「若しくは第二百十四

(新設)

条第七項において準用する第七十九条第二項の規定」とあるのは「の規定」と、「代表清算人」とあるのは「監事の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において準用する第七十五条第二項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人」と、「検査役又は第二百六十二条第二項の管理人」とあるのは「又は検査役」と、同法第二百九十三条第一号中「第二百八十九条第二号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人」とあるのは「清算人」と、「同号」とあるのは「社会福祉法第四十七条の七において準用する第二百八十九条第二号」と、「若しくは代表清算人」とあるのは「監事、評議員若しくは代表清算人」と、「第二百三十五条第一項」とあるのは「同法第四十六条の三十二第一項」と、「第二百四十一条第二項」とあるのは「同法第四十七条の三第二項」と読み替えるものとする。

（社会福祉法人の合併の無効の訴えに関する読替え）

第十三条の十九 法第五十五条において社会福祉法人の合併の無効の訴えについて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四条第二項第二号及び第三号、第二百六十九条第二号及び第三号並びに第二百七十五条第一項第一号及び第二号の規定を準用する場合には、同法第二百六十四条第二項第二号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。第二百六十九

（新設）

条第二号及び第二百七十五条第一項第一号において同じ。」と、同項第三号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人（社会福祉法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。第二百六十九条第三号及び第二百七十五条第一項第二号において同じ。）」と、同法第二百六十九条第二号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人」と、同条第三号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人」と、同法第二百七十五条第一項第一号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人」と、同項第二号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人」と読み替えるものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十四条 社会福祉事業の経営者は、法第七十七条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

（情報通信の技術を利用する方法）

第十四条 社会福祉事業の経営者は、法第七十七条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た社会福祉事業の経営者は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、法第七十七条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(略)

(運営適正化委員会の委員の定数及び選任)

第十五条 法第八十三条に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）の委員（第四項及び第五項並びに第二十四条を除き、以下単に「委員」という。）の定数は、福祉サービス利用援助事業に関する助言又は勧告及び福祉サービスに関する苦情の解決の相談、助言、調査又はあつせんの事務を第二十条第一項に規定する合議体が適切に行うために必要かつ十分なものとして、都道府県社会福祉協議会が定める数とする。

2 都道府県社会福祉協議会は、前項に規定する定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

3 委員は、都道府県社会福祉協議会に置かれる選考委員会の同意を得て、都道府県社会福祉協議会の代表者が選任する。

4 前項の選考委員会は、福祉サービスの利用者を代表する委員、社会福祉事業を営業者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5 第三項の選考委員会の委員は、都道府県社会福祉協議会の代表者が選任する。この場合においては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、住民、福祉サービスの利用者、社会福祉事業を営業者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

6 前三項に規定するもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

改 正 案			<p>（変更の登記）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内¹にすれば足りる。</p> <p>別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）</p>
社会福祉法人	(略)	(略)	
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五	(略)	(削る)	<p>（変更の登記）</p> <p>第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内²にすれば足りる。</p> <p>別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）</p>
社会福祉法人	(略)	(略)	
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五	(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定	現 行

(略)	
(略)	号)
(略)	資産の総額

(略)	
(略)	号)
(略)	資産の総額 め)

○ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第八八号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（沖縄法令による処分等の効力の承継等） 第七十条 （略）</p>	<p>（沖縄法令による処分等の効力の承継等） 第七十条 前条までに定めるもののほか、次に掲げる法律又はこれに基づく政令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ当該法律又はこれに基づく政令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。当該法律又はこれに基づく政令の規定に相当する沖縄法令の規定による免許証、許可証、名簿、手帳、診療録、譲渡証、調剤録、処方せんその他の書類についても、同様とする。</p> <p>一から三まで 削除</p> <p>四 栄養士法</p> <p>五 予防接種法</p> <p>六 削除</p> <p>七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p> <p>八 削除</p> <p>九 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号） 十及び十一 削除</p> <p>十二 調理師法（昭和三十二年法律第四百七十七号）</p> <p>十三 食品衛生法</p> <p>十四 理容師法</p>

-
- 十五 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）
- 十六 興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）
- 十七 旅館業法
- 十八 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）
- 十九 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）
- 二十 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）
- 二十一 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）
- 二十二 と畜場法
- 二十三 美容師法
- 二十四 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）
- 二十五 保健師助産師看護師法
- 二十六 歯科衛生士法
- 二十七 医療法
- 二十八 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）
- 二十八の二 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五十八年法律第八十三号）第二十二条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。次項第十四号の二において「旧診療放射線技師及び診療エックス線技師法」という。）（診療エックス線技師に係る部分に限る。）
- 二十九 臨床検査技師等に関する法律
- 三十 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）
- 三十一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）
- 三十二 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）
-

(略)

-
- 三十三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
 - 三十四 生活保護法
 - 三十五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
 - 三十六 老人福祉法
 - 三十七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
 - 三十八 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
 - 三十九 児童扶養手当法
 - 四十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百四十四号）
 - 四十一 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）
 - 四十二 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）
 - 四十三 旧厚生年金保険法
 - 四十四 旧国民年金法
 - 四十五 昭和六十年法律第三十四号附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）
- 2 この政令の規定により次の各号の法律による免許、許可等の処分を受けたものみなされた場合において、沖縄法令において免許の取消し、営業の停止その他の不利益な処分の理由とされている事実でこれに相当する事実が当該各号に掲げる規定においてもこれらの不利益な処分の理由とされているものが、法の施行前にあつたとき（法第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが沖縄法令において不利益な処分の理由とされている事実）に該当する場合において、法の施行後
-

に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、それぞれ当該規定において不利益な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、当該規定を適用する。

一 栄養士法第五条

二 削除

三 調理師法第六条

四 食品衛生法第五十四条から第五十六条まで（同法第六十二条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）

五 理容師法第十条第二項及び第三項

六 旅館業法第八条

七 クリーニング業法第十二条

八 美容師法第十条第二項及び第三項

九 医師法第七条第二項

十 歯科医師法第七条第二項

十一 保健師助産師看護師法第十四条第一項及び第二項

十二 歯科衛生士法第八条第一項

十三 医療法第二十八条、第二十九条第一項及び第六十六条

十四 診療放射線技師法第九条第一項

十四の二 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧診療放射線技師及び診療エックス線技師法（次項第十号において「読み替えて適用される旧法」という。）第九条第二項（診療エックス

3 次の各号に掲げる規定において欠格事由とされている事実に対応する事実が法の施行前に沖繩においてあつたとき（法第二十五条第一項に規定する沖繩法令の規定の適用を受けたことが当該事実に対応する場合において、法の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、当該規定において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなして、当該各号の法律を適用する。

一〇二十二（略）

ス線技師に係る部分に限る。）

- 十五 臨床検査技師等に関する法律第八条第一項
- 十六 毒物及び劇物取締法第十九条第四項
- 十七 麻薬及び向精神薬取締法第五十一条第一項
- 十八 薬事法第七十四条及び第七十五条第一項
- 十九 薬剤師法第八条第二項

3 次の各号に掲げる規定において欠格事由とされている事実に対応する事実が法の施行前に沖繩においてあつたとき（法第二十五条第一項に規定する沖繩法令の規定の適用を受けたことが当該事実に対応する場合において、法の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、当該規定において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなして、当該各号の法律を適用する。

- 一 栄養士法第三条
- 二 理容師法第七条（第二号又は第三号に該当する場合に限る。）
- 三 旅館業法第三条第二項
- 四 美容師法第三条第二項（第二号又は第三号に該当する場合に限る。）
- 五 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条
- 六 医師法第四条
- 七 歯科医師法第四条
- 八 保健師助産師看護師法第九条
- 九 歯科衛生士法第四条

十 診療放射線技師法第四条（読み替えて適用される旧法第九条第四項において適用する場合を含む。）

十一 歯科技工士法第四条

十二 臨床検査技師等に関する法律第四条

十三 理学療法士及び作業療法士法第四条

十四 柔道整復師法第四条

十五 視能訓練士法第四条

十六 大麻取締法第五条第二項

十七 毒物及び劇物取締法第五条及び第六条の二第三項

十八 麻薬及び向精神薬取締法第三条第三項

十九 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十四条

二十 削除

二十一 薬事法第六条第一項（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十八条第三項及び第三十条第二項

二十二 薬剤師法第五条

二十三 社会福祉法第三十六条第四項

二十三 社会福祉法第四十条第一項（同法第四十四条第一項及び第四十条の六第六項において準用する場合を含む。）